

【取得資格一覧 (大学院)】

資格種類		単位認定分野	文学研究科			生活機構研究科					福祉社会・経営研究科
			日本文学 専攻	英米文学 専攻	言語教育・コ ミュニケー ション専攻	生活文化研究 専攻	心理学 専攻	福祉社会研究 専攻	人間教育学 専攻	環境デザイン 研究専攻	生活科学研究 専攻
教育 職員 免許 状	高 (専修)	専門	○	○	○	○	○	○		○	
	高 (一種)	専門									
	中 (専修)	専門	○	○	○	○		○		○	
	中 (一種)	専門									
	中 (二種)	教養その他									
	小 (専修)	専門							○		
	小 (一種)	専門									
	小 (二種)	教養その他									
	幼 (専修)	専門							○		
幼 (一種)	専門										
栄養 (一種)	専門										
栄養 (二種)	専門										
学芸員	教養その他		○	○	○	○	○	○	○	○	
	専門										
司書	その他		○	○	○	○	○	○	○	○	
	専門										
司書教諭	その他										
日本語教員	教養その他										
	専門										
社会福祉主事	教養										
	専門										
考古調査士 (1級)	専門				○						
考古調査士 (2級)	専門										
認定アーキビスト (1級)	専門				○						
認定アーキビスト (2級)	専門										
社会調査士	専門										
公認心理師	専門							◆			
臨床心理士	専門							※			
准学校心理士	専門										
児童指導員	専門										
児童福祉司	専門										
認定心理士	専門										
認定心理士 (心理調査)	専門										
社会福祉司	専門										
精神保健福祉士	専門										
保育士	専門										
一級建築士	専門								▼		
二級建築士	専門										
木造建築士	専門										
建築設備士	専門										
施工管理技士	専門										
JABEE	専門										
商業施設士	専門										
栄養士	専門										
管理栄養士	専門										
サプリメントアドバイザー	専門										
フードスペシャリスト	専門										
健康運動指導士	専門										
食品衛生管理者・食品衛生監視員	専門										
HACCP管理者	専門										
アソシエイト・ホスピタリティ・コーディネータ	専門										
マスター消費生活アドバイザー	専門									○	

〔凡例〕

○：取得資格並びに単位認定分野を示す。

☆：実務経験を経た後に、当該資格の受験資格を得ることを示す。

※：指定科目を修めて、大学院生活機構研究科心理学専攻臨床心理学講座を修了し、日本臨床心理士資格認定協会が行う試験に合格すること。

▼：既に一級建築士試験の受験資格の学歴要件を取得し、本課程の所定の科目を履修すれば、一級建築士試験の免許登録要件である実務経験の年数として認められることを示す。

履修科目と在学年数により、実務経験年数は1年又は2年となる。

◆：公認心理師については、後出の公認心理師の項を参照すること。

〔備考〕

・大学院の教免資格は、学部においての教員免許取得を前提とする。

【取得資格一覧（学部）】

資格種類	単位認定分野	学部 学科	人間文化学部		国際学部		グローバルビジネス学部		人間社会学部				環境デザイン学部			食健康科学部	
			日本語日 本文学科	歴史文化 学科	英語コミュニ ケーション学 科	国際学科	ビジネス デザイン 学科	会計ファ イナンス 学科	心理 学科	福祉社会 学科	現代教養 学科	初等教育 学科	環境デザ イン学科	健康デザ イン学科	管理栄養 学科	食安全マ ネジメン ト学科	
教育 職員 免許 状	高（専修）	専門															
	高（一種）	専門	○	○▽	○				○▽		○▽				○		
	中（専修）	専門															
	中（一種）	専門	○	○	○				▽		▽				○		
	中（二種）	教養その他										▽					
	小（専修）	専門															
	小（一種）	専門											○				
	小（二種）	教養その他													▽		
	幼（専修）	専門															
幼（一種）	専門											○					
栄養（一種）	専門															○	
栄養（二種）	専門													◇			
学芸員	教養その他		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	専門			○													
司書	その他		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	専門																
司書教諭	その他		○	○	○				○		○	○		○			
日本語教員	教養その他		○	○	○	○	○		○	○	○	○	○	○	○	○	○
	専門		○			○											
社会福祉主事	教養		△	△	△	△			△	△	△	△	△	△	△	△	△
	専門												△				
考古調査士（1級）	専門																
考古調査士（2級）	専門			○													
認定アーキビスト（1級）	専門																
認定アーキビスト（2級）	専門		○	○													
社会調査士	専門									○	○						
公認心理師	専門								◆								
臨床心理士	専門																
准学校心理士	専門								○								
児童指導員	専門								△	△		△					
児童福祉司	専門								▲	△		▲					
認定心理士	専門								○								
認定心理士（心理調査）	専門								○								
社会福祉士	専門													★			
精神保健福祉士	専門													★			
保育士	専門									○		○					
一級建築士	専門													#			
二級建築士	専門													★			
木造建築士	専門													★			
建築設備士	専門													☆			
施工管理技士	専門													☆			
JABEE	専門													○			
商業施設士	専門													★			
栄養士	専門													○	○		
管理栄養士	専門													☆	★		
サプリメントアドバイザー	専門													●	●		
フードスペシャリスト	専門													★			
健康運動指導士	専門													★			
食品衛生管理者・食品衛生監視員	専門															△	△
HACCP管理者	専門													■			■
アソシエイト・ホスピタリ ティ・コーディネータ	専門							○									
	教養								○								

〔凡例〕

- ：取得資格並びに単位認定分野を示す。
- ★：当該資格の受験資格を示す。
- ☆：実務経験を経た後に、当該資格の受験資格を得ることを示す。
- △：任用資格を示す。「任用資格」とは、公務員に採用された後、特定の業務に任用されるのに必要となる資格。資格のみを取得することはできないが、特定の科目を履修した者だけがその職務に就くことができる。
- ▲：卒業後、厚生労働省で定める施設での1年以上の実務経験が必要な任用資格。
- ：日本サプリメントアドバイザー認定機構の学校登録申請校に該当する。（詳細はガイダンスにて確認のこと。）
- ◇：管理栄養学科開設の栄養教諭科目を履修することにより、栄養二種免許を取得することができる。ただし、修得した単位は卒業要件外とする。卒業後、管理栄養士免許を取得した場合、一種に上進可能。
- ▽：「教職課程 中高他教科履修制度」あるいは「教職課程 小中隣接校種履修制度」を利用することにより、所属学科で認められている免許状の種類・教科以外の履修が可能であることを示す。
詳細は「教職課程 中高他教科履修制度」又は「教職課程 小中隣接校種履修制度」のページで確認すること。
- ：日本食品保蔵科学会HACCP管理者認定委員会の認める学校登録申請校に該当する。（詳細はガイダンスにて確認のこと。）
- ◆：公認心理師については、後出の公認心理師の項を参照すること。
- #：当該資格の受験資格を示す。但し、免許登録には2年の実務経験が必要。

〔備考〕

- ・司書教諭については、教員免許取得を前提とする。
- ・JABEEについては、後出のJABEE認定プログラムの項を参照のこと。
- ・商業施設士については、後出の商業施設士の項を参照のこと。
- ・児童福祉司は、社会福祉士のほか、大学において心理学・教育学もしくは社会学を専修する学科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者で1年以上児童等の相談援助業務に従事した者などを要件とする任用資格。

〔更新履歴〕

更新日	変更内容